令和８年４月24日
メディケア生命保険株式会社

# 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの災害により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さまからお申し出をいただいた際には、以下のお取扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて
被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて
お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 入院給付金のお支払いについて
今回の災害を原因としてケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。
また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

令和８年岩手県大槌町の林野火災に係る災害救助法の適用について

**【災害救助法の適用状況】**

**災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページをご確認ください。**

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、
ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディケア生命コールセンター　0120-315056

受付時間　[平日９：00～18：00　土日９：00～17：00]

（祝日・年末年始（12/31～1/3）は除く）